副　本

令和６年（行ウ）第３号　地位確認等請求事件

原告　　西清孝ほか１名

被告　　国

準 備 書 面 (1)

令和７年５月３０日

札幌地方裁判所民事第５部合議係　御中

被告指定代理人　　荻　野　文　則

岡　本　春　菜

田　湯　夕　奈

浅　利　有　美

青　木　翔　也

戸　取　謙　治

小　川　貴　裕

大　野　智　己

今　村　謙　介

石　川　舞　子

石　川　亮　太

神　戸　　翼[redacted]

（目次）

第１　本件各規定が憲法１３条に違反するものではないこと 4
１　原告らの主張 4
２　被告の反論（平成２７年大法廷判決は、原告らが主張する「氏名に関する人格的利益」を憲法上の権利として認めなかったものであること） 5
第２　本件各規定が憲法１４条１項に違反するものではないこと（原告ら第４準備書面で新規にされた主張に対する反論） 6
１　原告らの主張 6
２　被告の反論（原告らの主張する事情は、本件各規定が憲法１４条１項に違反することを何ら基礎づけるものでなく、平成２７年大法廷判決（及び令和３年大法廷決定）の判断を変更すべき事情に当たらないこと） 7
第３　本件各規定が憲法２４条１項に違反するものではないこと 9
１　原告らの主張 9
２　被告の反論（本件各規定が婚姻をすることを直接制約するものでなく、憲法２４条１項の趣旨に沿わない制約を課したものと評価することができないことは、平成２７年大法廷判決及び令和３年大法廷決定の趣旨に徴して明らかであること） 10
第４　本件各規定が憲法２４条２項に違反するものではないこと 11
１　原告らの主張 12
２　被告の反論（前記１(1)の原告らの主張に対するもの） 13
３　被告の反論（前記１(2)の原告らの主張に対するもの） 17
第５　本件各規定の国際人権条約適合性及び憲法９８条２項適合性に関する原告らの主張及び原告ら第５準備書面における求釈明に対し、答弁書第３の内容を超えて認否及び回答する必要性がないこと 18
第６　結語 20

答弁書第５の１(1)（２５ページ）で述べたとおり、本訴訟においては、平成２７年大法廷判決及び令和３年大法廷決定における判断の内容を踏まえた上で、原告らが主張する事情がこれらの判断を変更すべき事由に当たるかどうか、という観点から審理がされるべきである。

被告は、本準備書面において、原告らの令和６年１０月１１日付け第１準備書面（以下「原告ら第１準備書面」という。）、同日付け第２準備書面（以下「原告ら第２準備書面」という。）、２０２５（令和７）年１月２０日付け第３準備書面（以下「原告ら第３準備書面」という。）、同日付け第４準備書面（以下「原告ら第４準備書面」という。）、同日付け第６準備書面、同日付け第７準備書面及び同日付け第８準備書面に対し、必要と認める限度で反論する（後記第１ないし第４）とともに、本件各規定の国際人権条約適合性及び憲法９８条２項適合性に関する原告らの主張及び原告らの同日付け第５準備書面（以下「原告ら第５準備書面」という。）における求釈明に対し、答弁書第３の内容を超えて認否及び回答する必要性がないことを明らかにする（後記第５）。

なお、略語等については、本準備書面において新たに用いるもののほか、従前の例による。

第１　本件各規定が憲法１３条に違反するものではないこと

１　原告らの主張

原告らは、仮に氏の法制度依存性（氏が法制度によって形成されるものである以上、氏に関する利益も現行の法制度によって氏に付与された性質の影響を受けることになるから一定の身分関係を反映するなどの性質を帯びることになり、身分関係の変動によって改められることがあり得ることを前提としたものになること）を前提としたとしても、「氏の法制度依存性は、氏が名と結びついて社会の中で繰り返し用いられることで、氏名が人格の象徴としての意義を帯び、憲法上保護される人格権の一内容として保護されることと矛盾しない」（原

告ら第３準備書面第２の２(1)ア及びイ・２２及び２３ページ）とした上で、平成２７年大法廷判決が憲法上の権利として認めなかった氏名に関する人格的利益は、「「婚姻前に築いた個人の信用、評価、名誉感情等を婚姻後も維持する利益等」という、あくまで「婚姻に際して氏を変更した者」の婚姻前の「氏」にかかる利益である」（同準備書面第２の２(2)ア・２４ページ）ところ、「原告らが主張する「氏名に関する人格的利益」は、より根本的なものとして、氏名が個人の自己同定（自己認識）やアイデンティティ、当該個人に対する社会的な認識や評価等という利益と結び付いたものであり、これは個人の人格的存在と結び付いた重要な法的利益」（同ページ）であるから、平成２７年大法廷判決によって否定されておらず、なお憲法１３条によって保障されると主張する（同準備書面第２の２・２２ないし２５ページ）。

２　被告の反論（平成２７年大法廷判決は、原告らが主張する「氏名に関する人格的利益」を憲法上の権利として認めなかったものであること）

(1) 答弁書第５の４(2)ウ（３９ページ）において述べたとおり、平成２７年大法廷判決は、「婚姻前に築いた個人の信用、評価、名誉感情等を婚姻後も維持する利益等は、憲法上の権利として保障される人格権の一内容であるとまではいえない」と判示しているところ、この判示は、氏を改めることによる不利益について、「上告人らの論旨のいう婚姻の際に「氏の変更を強制されない自由」に限定せずに広く人格権や人格的利益の観点から検討」し、「氏を改めることにより、①いわゆるアイデンティティの喪失感を抱くこと、②従前の氏を使用する中で形成されてきた他人から識別し特定される機能が阻害されること、③個人の信用、評価、名誉感情等に影響が及ぶことといった不利益が生ずることは否定でき」ないとして、これらも考慮した上で、「これらの点についての利益は、憲法上の権利として保障される人格権の一内容であるとまではいえない」としたものと解説されている（畑佳秀・最高裁判所判例解説民事篇平成２７年度（下）７４３ページ）。

上記①ないし③にいう「アイデンティティ」、「従前の氏を使用する中で形成されてきた他人から識別し特定される機能」及び「個人の信用、評価、名誉感情等」は、正に、原告らが主張する前記「氏名が個人の自己同定（自己認識）やアイデンティティ、当該個人に対する社会的な認識や評価等という利益と結びついたもの」である「氏名に関する人格的利益」にほかならない。

そうすると、平成２７年大法廷判決は、原告らが主張する「氏名に関する人格的利益」を憲法上の権利としては認めなかったものと理解するのが相当である。原告らの主張する「氏名に関する人格的利益」が憲法上の権利として保障される人格権の一内容であることは平成２７年大法廷判決によって否定されていないとの原告らの前記１の主張は、平成２７年大法廷判決を正解するものでなく、理由がない。

(2) そして、現行の法制度を離れて、身分関係の変動があった場合に氏が改められず、氏名と結び付いた個人の自己同定（自己認識）やアイデンティティ、当該個人に対する社会的な認識や評価等という利益が保持されることが憲法上保障されるべき利益にまでなっていると認めることができないことは、答弁書第５の４(2)（３７ないし４０ページ）で述べたとおりである。

したがって、原告らの主張する「氏名に関する人格的利益」が憲法１３条によって保障される権利ないし利益であるということはできない。

第２　本件各規定が憲法１４条１項に違反するものではないこと（原告ら第４準備書面で新規にされた主張に対する反論）

１　原告らの主張

原告らは、夫婦がお互いの氏を維持したまま婚姻する選択肢がない場合、「結局、世間の夫婦の圧倒的多数が夫（男性）の氏を名乗っているという事実、婚姻したら妻が夫の氏に変更することが普通だと考える親族等の意見等の影響を受け、（中略）妻が氏の変更を甘受することに強く誘引される」とし（原告ら第

４準備書面第３の２(1)ア・１３及び１４ページ)、「婚姻前の氏を維持したまま婚姻するという例外を認めていない本件各規定は、氏の選択に対する社会に存する差別的な意識や慣習による影響を固定・助長させる」もので、このような女性「差別的な意識や慣習を法律によって維持しようとすること自体、不当である」から、本件各規定に合理性はなく、憲法１４条１項に違反する旨主張する（原告ら第４準備書面第３の２(3)及び同３・１７及び１８ページ)。

２　被告の反論（原告らの主張する事情は、本件各規定が憲法１４条１項に違反することを何ら基礎づけるものでなく、平成２７年大法廷判決（及び令和３年大法廷決定）の判断を変更すべき事情に当たらないこと）

(1) 答弁書第５の５(4)イ（４４及び４５ページ）で述べたとおり、民法７５０条が定める夫婦同氏制が憲法１４条１項に違反するかどうかについては、平成２７年大法廷判決において、憲法１４条１項は「事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取扱いを禁止する趣旨のものである」ところ、民法７５０条は「夫婦が夫又は妻の氏を称するものとしており、夫婦がいずれの氏を称するかを夫婦となろうとする者の間の協議に委ねているのであって、その文言上性別に基づく法的な差別的取扱いを定めているわけではなく」、民法７５０条「の定める夫婦同氏制それ自体に男女の形式的な不平等が存在するわけではない。我が国において、夫婦となろうとする者の間の個々の協議の結果として夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占めることが認められるとしても、それが」、民法７５０条の「在り方自体から生じた結果であるということはできない。」として、「憲法１４条１項に違反するものではない」旨明確に判示されている。また、婚姻は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる旨定める同法７３９条１項及び婚姻をしようとする者は、夫婦が称する氏を届書に記載して、その旨を届け出なければならない旨定める戸籍法７４条１号についても、その文言上性別に基づく法的な差別的取扱いを定めるものでないことは明らか

といえる。

そうすると、答弁書第５の１(1)（２５ページ）で述べたとおり、原告らが主張する事情が平成２７年大法廷判決（及び令和３年大法廷決定）の判断を変更すべき事情に当たるかどうかという観点から審理がされるべきであるところ、原告らが主張する事情は、平成２７年大法廷判決（及び令和３年大法廷決定）の判断を変更すべき事情に当たらない。以下詳述する。

(2)ア　原告らは、「本件各規定は女性差別的な意識や慣習を固定・助長させる機能がある」ところ、「このような差別的な意識や慣習を法律によって維持しようとすること自体、不当である」旨主張する（原告ら第４準備書面第３の３・１７及び１８ページ）。

しかし、夫婦の氏の選択は、夫婦となろうとする者の間の協議に委ねられている以上、総体として夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占めることが認められたとしても、それは、個々の協議の結果といわざるを得ず、本件各規定の在り方自体から生じた結果であるということは困難であり、本件各規定の在り方自体が差別的効果を生み出しているとはいい難いのであって（畑佳秀・最高裁判所判例解説民事篇平成２７年度（下）７４６及び７４７ページ参照）、本件各規定それ自体に、女性差別的な意識や慣習を固定・助長させる機能があるということはできない。また、答弁書第５の３(1)（３３ページ）で述べたとおり、本件各規定は、夫婦が、生活共同体を形成するものであるから、その統体性を示すために、同一の氏を称するものとすること（中川淳著「親族相続法（改訂版）６９ページ〔乙第１号証〕）、あるいは、氏による共同生活の実態の表現という習俗の継続や家族の一体感の醸成ないし確保（東京高裁平成２６年３月２８日判決［平成２７年大法廷判決の原審判決］・民集６９巻８号２７４１ページ参照）を立法目的とするものであり、上記のとおり本件各規定それ自体に、女性差別的な意識や慣習を固定・助長させる機能があるということはできないこと

にも照らせば、本件各規定が女性差別的な意識や慣習を法律によって維持しようとするものではないことは、明らかといえる。

イ　原告らは、被告が主張する本件各規定の立法目的のうち習俗の継続については、「家制度という、女性の従属を基礎とする、封建的・家父長的制度（中略）の下で培われた習俗を維持することを意味しているから、そのような目的自体、正当な理由に基づくものとは言い難い」などとも主張する（原告ら第３準備書面第２の１(1)イ・７ページ）。

しかし、本件各規定が目的とするのは、上記のとおり、「氏による共同生活の実態の表現という習俗」の継続であり、封建的・家父長的制度の下で培われた習俗の継続ではないのであって、このことは、憲法の制定に伴う民法の変革のために「家」の制度が廃止されたことを受け、明治民法における夫中心の態度を根本的に改めるために民法７５０条を含む本件各規定が制定されたという立法経緯に照らしても明らかといえる（中川淳著「親族相続法（改訂版）」６９ページ〔乙第１号証〕、二宮周平編「新注釈民法（１７）親族（１）」１６６ページ〔乙第５号証〕参照）。

(3) 以上から、原告らの主張する事情は、本件各規定が憲法１４条１項に違反することを何ら基礎づけるものではなく、平成２７年大法廷判決（及び令和３年大法廷決定）の判断を変更すべき事情に当たらない。

したがって、原告らの前記１の主張は、理由がない。

第３　本件各規定が憲法２４条１項に違反するものではないこと

１　原告らの主張

原告らは、①「婚姻及び家族に関する法制度の内容はもっぱら制度構築の問題であるとする被告の主張は、憲法２４条１項に一切の権利性を認めないものであって不当である」と指摘した上で（原告ら第３準備書面第２の３(1)ア・２５ページ）、「本件は、本件二者択一構造の下で、氏名に関する人格的利益の侵

害と同時に、婚姻をするについての自律的意思決定が侵害されており、婚姻制度を利用できるかどうかにかかわる制約が問題になっている」から、本件各規定の憲法２４条１項適合性については「特に慎重に検討されなければならない」ところ（同準備書面第２の３(1)イ・２６ページ）、被告は、本件各規定による婚姻に対する制約が合理的かどうかについて検討をしておらず、また、②本件各規定は、憲法２４条１項の規定する「同等の権利」及び「相互の協力」を侵害ないし阻害し、また、憲法１４条１項の趣旨に沿わないものであるところ、被告は、この点について具体的な反論をしていないなどと主張する（同準備書面第２の３・２５ないし２８ページ）。

２　被告の反論（本件各規定が婚姻をすることを直接制約するものでなく、憲法２４条１項の趣旨に沿わない制約を課したものと評価することができないことは、平成２７年大法廷判決及び令和３年大法廷決定の趣旨に徴して明らかであること）

(1) 被告は、答弁書第５の５(2)（４０ないし４２ページ）において述べたとおり、婚姻及び家族に関する法制度の在り方については憲法上一義的に定められていないことから、婚姻に関する権利ないし利益は、制定された法制度を前提としたものになると解されるため、仮に現在の法制度の内容に意に沿わないところがあり、これを理由として婚姻をしないことを選択した者がいるとしても、（また、その者が考える婚姻をすることを諦めて、現在の法制度に基づく婚姻をすることを選択した者がいるとしても、）これをもって、直ちに上記法制度を定めた法律が婚姻をすることについての憲法２４条１項の趣旨に沿わない制約を課したものと評価することはできないと主張しているのであって、憲法２４条１項に一切の権利性を認めないなどと主張しているものではない。

そして、上記のとおり、婚姻に関する権利ないし利益は、制定された法制度を前提としたものになるところ、答弁書第５の５(3)（４２ないし４４ペー

ジ）において述べたとおり、本件各規定が婚姻の効力の一つとして夫婦が夫又は妻の氏を称することを定めたものであって婚姻をすることを直接制約するものでなく、憲法２４条１項の趣旨に沿わない制約を課したものと評価することができないことについては、平成２７年大法廷判決及び令和３年大法廷決定の趣旨に徴して明らかであるから、被告が制約の合理性についての検討をしていない旨指摘する原告らの前記１①の主張には理由がない。

(2) 原告らは、夫婦同氏制の下では夫婦の片方だけが氏の変更による不利益を受け、それにより夫婦間に不均衡が生じているとして、本件各規定は、夫婦間の「同等の権利」や「相互の協力」を侵害ないし阻害しているとか、性別による不平等を生じさせており、憲法１４条１項の趣旨に沿わないなどといった主張をするが（訴状第５の３(3)イ及びウ・３６及び３７ページ）、本件各規定が憲法１４条１項に違反しないことは、前記第２の２のほか、答弁書第５の５(4)（４４及び４５ページ）において述べたとおりである。

また、前記第２の２(2)アで述べたとおり、本件各規定は、夫婦がいずれの氏を称するかを夫婦となろうとする者の間の自由な協議に委ねているから、総体として夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占めることが認められたとしても、それは、個々の協議の結果といわざるを得ず、本件各規定の在り方自体から生じた結果であるということは困難であるところ（畑佳秀・最高裁判所判例解説民事篇平成２７年度（下）７４６及び７４７ページ参照）、これと同様に、夫婦となろうとする者の間の自由な協議によって、いずれか一方の氏を選択した結果、仮に夫婦間に何らかの不均衡が生じることが認められたとしても、これをもって本件各規定自体が夫婦間の「同等の権利」や「相互の協力」を侵害ないし阻害しているということはできない。

以上から、原告らの前記１②の主張にも理由がないというべきである。

第４　本件各規定が憲法２４条２項に違反するものではないこと

1　原告らの主張

(1) 原告らは、本件各規定は「憲法上直接保障された権利とまではいえない人格的利益をも尊重すべきこと」、「両性の実質的な平等が保たれるように図ること」及び「婚姻制度の内容により婚姻をすることが事実上不当に制約されることのないように図ること」に「十分に配慮した法律」とはいえないところ（原告ら第３準備書面第２の４(3)イないしエ・３２ないし３４ページ）、原告ら第１準備書面を参照して婚姻や氏に関する社会的状況及び意識の変化等が生じていることを指摘した上、そうした中で本件各規定がなお夫婦同氏制を採用していることは、「婚姻をするについての自律的な意思決定を侵害するだけではなく、男女共同参画社会の促進あるいは女性の職業生活における活躍の推進をも阻害するといった不当な影響を生じさせる」一方、「夫婦が婚姻前の氏を維持したまま婚姻することを可能にしても、具体的な不利益は想定されない」から（原告ら第３準備書面第２の４(3)オ・３４及び３５ページ）、「平成２７年大法廷判決の判断枠組みによったとしても、本件各規定は、（中略）個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠き、国会の立法裁量の範囲を超える状態に至っている」として（原告ら第３準備書面第２の５・３５ページ）、本件各規定は憲法２４条２項に違反すると主張する（原告ら第３準備書面第２の４及び５・２８ないし３５ページ）。

(2) また、原告らは、夫婦別氏という選択肢を設けていないことについて司法審査を及ぼすことの当否に関し、被告が「夫婦が別氏のまま婚姻をすることができるという制度を採用した場合に、その夫婦の間の嫡出子の氏がどのように定められるべきであるかについては多様な考え方があり得るところ」、「氏を異にする夫婦関係の制度全体の在り方や、これを踏まえた氏の合理的な在り方については、社会生活上の意義を勘案して広く検討を行う必要があるから、司法の場における審査になじまないものであり、正に民主的なプロセス、すなわち国会の広い立法裁量に委ねられるべき問題」であると主張し

たこと（答弁書第５の３(2)ウ・３５ページ）に対し、「二当事者間における婚姻の成立と、その後の戸籍の記載等の取扱い(子どもの氏の取扱いを含む。)」は別々の問題であると主張する（原告ら第３準備書面第２の１(4)イ・１９及び２０ページ)。

そして、「婚姻する際の夫婦の氏の定め方や、子どもの氏についてどのような制度を構築するか」という後者の問題を切り離して、「夫婦が氏を維持したまま婚姻する等の例外を認める」かという前者の問題について裁判所が判断することは可能であり、「まさに司法審査に適した問題である」として、氏の合理的な在り方等は国会の広い立法裁量に委ねられるべき問題であるとの被告の上記主張は誤っていると主張する（原告ら第３準備書面第２の１(4)イ・１９及び２０ページ)。

２　被告の反論（前記１(1)の原告らの主張に対するもの）

(1) 答弁書第５の６（４５ないし４８ページ）において述べたとおり、原告らが本件各規定により制約されると主張する利益ないし被る不利益は、平成２７年大法廷判決及び令和３年大法廷決定における当該事件の原告ら本人の個別損害と同様であり、平成２７年大法廷判決及び令和３年大法廷決定において実質的に審理が尽くされているものである。

(2)ア　原告らは、平成２７年大法廷判決及び令和３年大法廷決定以降における、現在に至るまでの間の婚姻や氏に関する社会的状況の変化及び国民の意識の変化を指摘するが（全体として原告ら第１準備書面)、答弁書第５の６(3)（４６及び４７ページ）において述べたとおり、婚姻及び家族に関する法制度の構築に当たり、当該法制度をめぐる国民の意識は重要な考慮要素の一つとなるものの、その国民の意識の有り様がよほど客観的に明らかといえる状況にある場合でない限り、国民の意識がいかなる状況であるかということ自体、国民を代表する選挙された議員で構成される国会において評価、判断されるべき事柄である。

イ　そして、選択的夫婦別氏制度の導入について、現状において国民の意識の有り様が客観的に明らかといえる状況にあるとは認められない。

この点については、次のとおり、令和３年大法廷決定後に実施された①内閣府による令和３年１２月調査（甲Ａ第２８号証・２１ページ）及び近時における民間調査において、㋐夫婦同氏制の維持を求める旨の回答及び夫婦同氏制を維持した上で、旧姓の通称使用についての法制度を設け、又は、その拡大を求める旨の回答の合計が約６０ないし７０パーセントに上るのに対し、㋑選択的夫婦別氏制の導入を求める旨の回答が約２６ないし３８パーセントにとどまることや、②内閣府による令和３年１２月調査において、「あなたは、夫婦の名字・姓が違うことによる、夫婦の間の子どもへの影響の有無について、どのように思いますか。」との質問に対し、「子どもにとって好ましくない影響があると思う」との回答が６９．０パーセントに上っていること（甲Ａ第２８号証・１８ページ。なお、内閣府が平成２９年１１月から１２月にかけて行った「家族の法制に関する世論調査」における同旨の問に対する「子どもにとって好ましくない影響があると思う」との回答は６２．６パーセント〔乙第６号証・１５ページ〕であった。）をみても、国民の意見が一様ではないことが明らかであり、選択的夫婦別氏制度の導入をめぐる国民の意識は、国民を代表する選挙された議員で構成される国会における評価・判断によらなくても、その有り様が客観的に明らかといえる状況とはなっていない。

上記①の内閣府による令和３年１２月調査及び近時における民間調査の結果の詳細は、以下のとおりである。

(ｱ) 内閣府による令和３年１２月調査（甲Ａ第２８号証・２１ページ）

㋐の回答：６９．２パーセント

㋑の回答：２８．９パーセント

(ｲ) 令和６年７月実施・ＪＮＮ世論調査（乙第３号証）

㋐の回答：６８パーセント

㋑の回答：２６パーセント

(ｳ) 令和７年１月実施・産経新聞社及びＦＮＮ世論調査（乙第７号証）

㋐の回答：５９．９パーセント

㋑の回答：３７．５パーセント

(ｴ) 同月実施・読売新聞社世論調査（乙第８号証）

㋐の回答：６８パーセント

㋑の回答：２９パーセント

(ｵ) 同年２月実施・産経新聞社及びＦＮＮ世論調査（乙第９号証の１及び２）

㋐の回答：７０．４パーセント

㋑の回答：２８．０パーセント

(ｶ) 同年３月実施・産経新聞社及びＦＮＮ世論調査（乙第１０号証）

㋐の回答：６１．４パーセント

㋑の回答：３５．８パーセント

(ｷ) 同年４月実施・産経新聞社及びＦＮＮ世論調査（乙第１１号証）

㋐の回答：６５．６パーセント

㋑の回答：３０．９パーセント

ウ　さらに、令和３年大法廷決定が指摘する女性の有業率（就業率）及び管理職に占める女性の割合についてみても、令和３年大法廷決定以降、現在までの間において、それらの割合の上昇がみられるものの（甲Ａ第４４号証及び甲Ａ第５１号証）、女性の就業率については２．０パーセントの上昇（甲Ａ第４４号証）、また、１０人以上の常用労働者を雇用する企業における管理職に占める女性の割合については０．９ないし３．４パーセントの上昇（甲Ａ第５１号証。なお、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」については、令和２年から調査対象が変更となり、１０人以上の常用労働者を

雇用する企業を集計している。令和元年以前の企業規模区分（１００人以上の常用労働者を雇用する企業）と比較可能となるよう、同様の企業規模区分の数値により算出したものにつき、〔乙第１２号証〕・１３６ページ参照。）にとどまり、有意な変化が生じたとまではいい難い。

エ　加えて、平成２７年大法廷判決が「近時、婚姻前の氏を通称として使用することが社会的に広まっているところ、上記の不利益（被告注：「婚姻によって氏を改める者にとって、そのことによりいわゆるアイデンティティの喪失感を抱いたり、婚姻前の氏を使用する中で形成してきた個人の社会的な信用、評価、名誉感情等を維持することが困難になったりするなどの不利益」）は、このような氏の通称使用が広まることにより一定程度は緩和され得る」と判示するとおり、通称使用の拡大は、婚姻に伴い氏を改める者が受ける不利益を一定程度緩和するものである。

そして、平成２７年大法廷判決以降、現在までの間における通称使用の拡大状況は、別紙「通称使用の拡大状況について」に記載のとおりである。

オ　そうすると、平成２７年大法廷判決及び令和３年大法廷決定以降にみられる女性の有業率の上昇、管理職に占める女性の割合の増加その他の社会の変化や、いわゆる選択的夫婦別氏制度の導入に賛成する者の割合の増加その他の国民の意識の変化といった諸事情等を踏まえても、平成２７年大法廷判決及び令和３大法廷決定の判断を変更すべきものとは認められないというべきである。

カ　なお、原告らは、「旧姓の通称使用が、リスクや限界もある中でも広がりを見せているのは、氏名に関する人格的利益の重要性の高まりを示すものであり、また、氏の家族の呼称としての意義も旧姓の通称使用の拡大によって希薄化している」ことからすれば（原告ら第２準備書面第４の４・４０ページ）、旧姓の通称使用の拡大は、夫婦同氏制の合理性を基礎付ける事情とはいえず、むしろ、「別氏という選択肢を認めていないことが不合理で

あることを示している」(同ページ)と主張する(原告ら第２準備書面第４・３５ないし４１ページ)。

しかし、原告らが主張する「氏名に関する人格的利益」が憲法により保障された権利ないし利益とはいえないことは、前記第１において述べたとおりである。また、旧姓の通称使用が拡大したとしても、夫婦及びその子は同一の氏を有するのであって、個人が家族を構成する一員であることを示す場面においては、家族の呼称としての氏を用いることが考えられるため、「家族という一つの集団を構成する一員であることを、対外的に公示し、識別する機能」(平成２７年大法廷判決)がおよそ失われるものではなく、子の立場からしても、依然として、「いずれの親とも等しく氏を同じくすることによる利益を享受しやすいといえる」(平成２７年大法廷判決)から、夫婦同氏制を採用する本件各規定の合理性が失われたとはいえない。

(3) 以上から、原告らの前記１(1)の主張は理由がない。

３　被告の反論（前記１(2)の原告らの主張に対するもの）

(1) 原告らは、前記１(2)のとおり、「婚姻する際の夫婦の氏の定め方や、子どもの氏についてどのような制度を構築するか」という問題を切り離して、「夫婦が氏を維持したまま婚姻する等の例外を認める」かという前者の問題について裁判所が判断することが可能であることを前提とした上で、これは司法審査に適した問題であって、国会の広い立法裁量に委ねられるべき問題ではないと主張する。

(2) しかし、夫婦が婚姻前の氏を維持したまま婚姻する等の選択肢を設けていないことが憲法に違反するかどうかの判断に当たっては、夫婦という二者の関係のみを考慮すれば足りるものではなく、嫡出子の氏を含む、婚姻及び家族に関する法制度の全体の在り方の検討が不可欠である。

すなわち、まず、氏は、婚姻及び家族に関する法制度の一部であるところ、婚姻及び家族に関する事項は、法制度としてその全体が有機的に関連して構

築されているものであるから、法制度の一断片のみを取り出して検討することは相当でなく、問題となっている事項が、夫婦や親子関係についての全体の規律の中でどのような位置づけを有するのか、仮にその事項を変更した場合に、法制度全体にどのような影響を及ぼすのかといった点を見据えた総合的な判断が必要とされる（畑佳秀・最高裁判所判例解説民事篇平成２７年度（下）７５６ページ参照）。

そして、答弁書第５の３(2)イ・３４及び３５ページで述べたとおり、夫婦の氏に関する規定は、夫婦それぞれと等しく同じ氏を称する程のつながりを持った存在として嫡出子が意義づけられていること（同法７９０条１項）を反映していると考えられ（平成２７年大法廷判決における寺田逸郎裁判官の補足意見参照）、「婚姻の重要な効果として夫婦間の子が夫婦の共同親権に服する嫡出子となるということがあるところ、嫡出子であることを示すために子が両親双方と同氏である仕組みを確保することにも一定の意義がある」（平成２７年大法廷判決）とされているのであるから、嫡出子の氏がどのように定められるべきかという問題等を切り離して、夫婦が婚姻前の氏を維持したまま婚姻する等の選択肢を設けていないことが憲法に違反するかどうかの判断をしていくことはできないというべきである。氏を異にする夫婦関係や家族関係の制度全体の在り方や、これを踏まえた氏の合理的な在り方は、社会生活上の意義を勘案して政策的な観点からも広く検討を行った上で構築される必要があるものであるから、司法の場における審査になじまないものであり、訴訟の当事者に限られない国民的な議論、すなわち民主的なプロセス、国会の広い立法裁量に委ねられるべき問題である。

(3) 以上から、原告らの前記１(2)の主張は理由がない。

第５　本件各規定の国際人権条約適合性及び憲法９８条２項適合性に関する原告らの主張及び原告ら第５準備書面における求釈明に対し、答弁書第３の内容を

超えて認否及び回答する必要性がないこと

1　原告らは、本件各規定が国際人権条約及び憲法９８条２項に違反するという原告らの主張（訴状６３ないし７７ページ）に対する被告の認否が不十分であるとして、「適切に認否するよう求める」（原告ら第５準備書面１ページ）、「釈明を求める。被告は、全て回答されたい」（同準備書面第１の３・２ページ）などと述べて追加の認否等を求めている。

2 (1) 答弁書には、請求の趣旨に対する答弁を記載するほか、「訴状に記載された事実」に対する認否を記載しなければならないところ（民事訴訟規則８０条１項）、「訴状に記載された事実」とは、請求を理由づける事実（主要事実）と当該事実に関連する事実で重要なもの（主要事実を推認させる重要な間接事実）であり（同規則５３条１項）、これに対する認否を記載する（秋山幹男ほか著「コンメンタール民事訴訟法Ⅲ」〔第２版〕４６３及び４６４ページ）が、これらの事実以外について認否の要はない。

そして、被告は、認否を要する事実に対しては既に答弁書で認否を記載しており、原告らがさらに認否を求める部分は、原告らの法適用に関する見解等を述べたにとどまる部分であって、認否の対象とはならない。したがって、本件各規定の国際人権条約適合性及び憲法９８条２項適合性に関する原告らの主張に対し、被告が答弁書第３の内容を超えて認否を行う必要性は認められず、同様に、求釈明についても、回答の要を認めない。

(2) なお付言するに、答弁書第５の７（４８ないし５３ページ）において述べたとおり、締結された条約に裁判規範性が認められるためには、当該条約が自動執行力を有することが必要であるところ、かかる自動執行力が認められるためには、主観的要件（私人の権利義務を定め直接に国内裁判所で執行可能な内容のものにするという締結国の意思が確認できること）及び客観的要件（条約の規定において私人の権利義務が明白、確定的、完全かつ詳細に定められていて、その内容を具体化する法令にまつまでもなく国内的に執行可

能な条約規定であること）を満たす必要がある。そして、原告らの指摘する女子差別撤廃条約２条(a)、(b)、(d)、(f)、１６条1項(a)、(b)及び(g)並びに自由権規約２条１項、３項(b)、３条、１７条１項、２３条及び２６条は、いずれもこれらの要件を満たすものでないから、上記各規定について自動執行力があるとはいえない。この点については、令和３年大法廷決定の原審決定（東京高等裁判所令和元年１１月２５日決定）においても、自由権規約２３条及び女子差別撤廃条約１６条１項(b)及び(g)につき、その内容を具体化する国内法による措置を待つまでもなく、直接これを適用することが可能であるということはできないとして、それらの規定の裁判規範性が否定されている。したがって、原告らが主張する女子差別撤廃条約及び自由権規約の上記各規定は、裁判規範性が認められるものではないから、本件各規定について、憲法９８条２項に違反するかどうかは問題にならない。

第６　結語

以上のとおり、本件各規定が憲法１３条、１４条１項、２４条１項及び２項、女子差別撤廃条約及び自由権規約の各規定並びに憲法９８条２項に違反するということはできないのであって、本件各規定が上記各条項に違反することが明白であるにもかかわらず国会が正当な理由なく長期にわたって立法措置を怠った場合にそもそも当たらず、本件各規定の改廃措置をとらない立法不作為は、国賠法１条１項の適用上違法の評価を受けないから、原告らの主張に理由がないことは明らかである。

よって、本件請求はいずれも速やかに棄却されるべきである。

以　上

別紙

通称使用の拡大状況について

【平成２７年最高裁判決以降】

平成２９年９月	国の行政機関における職員の旧姓使用（拡大）
平成３０年９月	国務大臣の旧姓使用（拡大）
令和元年１１月	住民票・マイナンバーカードの旧姓併記
令和元年１２月	運転免許証の旧姓併記
令和３年４月	旅券の旧姓併記の要件緩和 ※旧姓の上に「旧姓／Former Surname」等追記
令和３年６月	「各種国家資格、免許等における旧姓使用の現状等について」を公表（内閣府男女共同参画局） ※３０３資格中２６３の資格で旧姓使用が可能 ①資格取得時から旧姓使用ができるもの　207 ②令和４年４月から旧姓使用が可能となる予定のもの　37 ③資格取得後に改姓した場合は、旧姓使用ができるもの　19 ④旧姓使用ができないもの　40
令和３年１０月	特許庁関係手続における旧姓併記
令和４年９月	「旧姓による預金口座開設等に係るアンケート結果概要」を公表（内閣府男女共同参画局、金融庁監督局） ※約７割の銀行で旧姓による口座開設等が可能
令和６年４月	不動産登記における所有権の登記名義人の旧姓併記
令和６年６月	「各種国家資格、免許等における旧姓使用の現状等について」を公表（内閣府男女共同参画局） ※全て（３２０）の資格で旧姓使用が可能 ①資格取得時から旧姓使用ができるもの　317 ②資格取得後に改姓した場合は、旧姓使用ができるもの　3 ③旧姓使用ができないもの　0